

箕面市立第四中学校開放教室

清掃業務委託仕様書

仕様書【箕面市立第四中学校開放教室清掃業務委託】

本仕様書は、箕面市立第四中学校開放教室の清掃業務の委託において、箕面市(以下、「甲」という)が、業務委託事業者(以下、「乙」という)に要求する業務の内容を示すものです。

1. 対象施設及び施設概要

所 在 地；箕面市石丸1丁目17番1号

施 設 名；箕面市立 第四中学校開放教室(第四中学校B棟1階)

建物の構造；鉄筋コンクリート造4階建(校舎の1階部分)

2. 委託業務実施計画書の提出

乙は、委託業務の実施について、甲の認める様式により計画書を作成のうえ遅滞なく提出すること。

3. 研修の実施

(1) 人権研修及び接遇研修を実施し、その報告を行うこと。

(2) 業務毎の研修を随時実施し、技術・知識等の維持向上に努めること。

(3) 業務開始から支障なく従事できるよう、令和4年9月の甲の許可した日時に
おいて、本契約の業務範囲内に限り事前研修を受け入れる。ただし、人件費を
含む研修費用については、全て乙の負担とする。

4. 名札、服装等について

(1) すべての作業従事者について、名札を着用すること。

(2) すべての作業従事者については、市民に接することから、身だしなみについて
は清潔感を与えるよう十分な配慮をすること。

5. 連絡方法等について

乙は、作業従事者の中から責任者を1名おき、甲から責任者へ常時連絡のと
れる体制をつくること。

6. 業務報告

乙は、業務の実施状況について、所定の様式をもって甲に報告すること。

7. 引継ぎについて

乙は、委託契約が満了する際は、業務手順書、業務引継書およびその他必要な関係資料
を作成し、甲または後任への引継ぎを行うこと。

8. 業務範囲

箕面市立第四中学校開放教室

9. 業務内容

下記の清掃業務内容基準表及び業務時間表の通りとする。

第四中学校開放教室
清掃業務内容基準表

	床 清 掃	ご み・ 汚 物 等 の 処 理	壁 面 清 掃	ガ ラ ス 扉 等 清 掃	備 品 清 掃	衛 生 器 具 清 掃	除 菌 作 業	カ ー ペ ツ ト 洗 浄	床 ワ ッ ク ス	窓 ガ ラ ス 等 洗 浄	照 明 器 具 洗 浄	対 象 面 積 (m ²)
談話室(給湯室含む)	2/Y					2/Y			2/Y			60
事務室	2/Y					2/Y			2/Y			32
第三の居場所(注4)	2/Y					2/Y			2/Y			64
第三の居場所(注4)	2/Y					2/Y			2/Y			128
多目的室2(注1)	2/Y					2/Y			2/Y			128
工芸室(注2)	2/Y					2/Y			2/Y			154
和室(注3)	2/Y					2/Y			2/Y			30帖
廊下(トイレ含む)	2/Y					2/Y			2/Y			222

・Yは1年あたりの作業回数を示しており、2/Yは1年2回を意味し、年度の前半・後半に1回ずつ作業を実施する。

・床ワックス時には、床研磨・洗浄のうえ実施すること。なお、ワックス剤については滑りにくく、アレルギーを起こさないものを使用するなど、配慮すること。また、洗浄剤については床材質にあわせること。

・床仕上げは(注)以外はピータイル

・清掃業務遂行に必要な器具、消耗品等一切の経費は乙の負担とする。

(注1)床仕上げはフローリング

(注2)床仕上げは一部タイル

(注3)入り口はタイル、上がり口はフローリング仕上げ

(注4)床仕上げが変更する場合があるので、それに伴いワックス等一部変更する可能性あり

10. 清掃業務内容基準表以外の作業(年2回)

1	換気扇、ステンレス流し台、上下棚の中、引き出しの中、食器棚の清掃
2	事務室内の備品を置いている棚清掃
3	和室においては、押し入れの中(収納物に支障のない範囲で)、障子等建具清掃

11. 実施時期

年間2回の実施は、いずれも第四中学校開放教室の休館日にあたる水曜日の午前9時～午後5時に実施するものとし、作業日程については事前に箕面市立東生涯学習センターの担当者と協議のうえ決定し、実施すること。

12. その他

この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲、乙で協議のうえ決定するものとする。